審議会等の概要

G	
審議会等の名称	古河市成果連動型民間委託契約方式第三者委員会
設置の根拠法令	古河市成果連動型民間委託契約方式第三者委員会設置条例
設置年月日	令和4年4月1日
主な審議内容	市が成果連動型民間委託契約方式により事業を実施するに当たり、第三者の立場から、市が実施する事業の評価等に対して意見及び提言することを目的として設置する。 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる成果連動型民間委託契約方式の実施ために必要な事項について審議し、その結果を市長に答申する。 (1) 成果の評価基準及び評価指標の設定及び見直しに関すること。 (2) 評価の方法及び手続に関すること。 (3) 成果連動分の額の決定に関すること。 (4) 外的な要因が事業の実施に影響を及ぼす際の評価に関すること。 (5) その他成果連動型民間委託契約方式の実施のために必要な事項
会議の開催予定	年2回
委員の任期	2年間 令和4年9月28日~令和6年9月27日
委員数(定数)	3人(3人以内)
委員の職及び 氏 名 問 合 せ 先	会長 赤岩 茂 税理士法人報徳事務所(代表社員・理事長) 副会長 安部 一枝 社会福祉法人古河市社会福祉協議会(事務局長) 委員 塩谷 和宏 株式会社常陽銀行古河支店(支店長) 古河市役所 福祉部 福祉推進課
備考	TEL 0280-92-5771 (内線 191)